

館山市と学校法人千葉工業大学との包括的な連携に関する協定書

館山市と学校法人千葉工業大学は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、館山市と学校法人千葉工業大学の両者（以下「両者」という。）が、包括的な連携のもとに、広範囲な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 情報通信技術の活用に関すること。
- (6) 災害分野に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、両者の双方に連絡窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、両者署名の上、各自1通を保有する。

令和2年10月2日

千葉県館山市1145番地の1
館山市
館山市長

余丸謙一

千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号
学校法人千葉工業大学
理事長

瀬戸熊修